

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険 特定個人情報保護評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉村町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

群馬県玉村町長

## 公表日

令和1年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定及び保険給付などに関する事務において取り扱う。また、介護保険に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険の被保険者資格を把握するために住民基本台帳や届け出等により資格情報を管理する。            ②介護保険料の賦課決定のために被保険者の所得情報を確認する。            ③介護保険料の徴収のために賦課情報を確認する。            ④徴収した保険料の把握のために収納情報を管理する。            ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うために滞納情報を管理する。            ⑥被保険者への給付事務を行うために認定情報を確認する。            ⑦給付状況の把握のために給付情報を管理する。            ⑧保険者事務共同処理業務</p> <p>高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の第68号並びに主務省令第50条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第11号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号、第60条第7号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号</p> <p>別表第二における情報提供の根拠:            ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報及び介護保険法に規定する情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項)</p> <p>別表第二における情報照会の根拠:            ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報及び介護保険法に規定する情報」が含まれる項(42、56の2、61、62、93、94の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令情報提供の根拠:            (1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44条)</p> <p>情報照会の根拠:(46、47条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>〒370-1192            群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地            健康福祉課 介護保険係            電話:0270-64-7705</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒370-1192            群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地            健康福祉課 介護保険係            電話:0270-64-7705</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定及び保険給付などに関する事務において取り扱う。また、介護保険に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者資格を把握するために住民基本台帳や届け出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のために被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のために賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料の把握のために収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うために滞納情報を管理する。 ⑥被保険者への給付事務を行うために認定情報を確認する。 ⑦給付状況の把握のために給付情報を管理する。 ⑧保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と傷患者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定及び保険給付などに関する事務において取り扱う。また、介護保険に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者資格を把握するために住民基本台帳や届け出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のために被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のために賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料の把握のために収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うために滞納情報を管理する。 ⑥被保険者への給付事務を行うために認定情報を確認する。 ⑦給付状況の把握のために給付情報を管理する。 ⑧保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。		
平成28年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第68号並びに主務省令第50条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第11号	番号法第9条第1項 別表第一の第68号並びに主務省令第50条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第11号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号、第60条第7号		
令和1年6月28日	IV		新たに追加された評価項目(1. 提供する特定情報保護評価書の種類～9. 従業員に対する教育・啓発)のリスクに対する措置について、実施状況を記載	事後	提出する評価書の種類と、実施しているリスクに対する措置を記載
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	時点更新
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	時点更新